

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 37 回 2016 年 12 月



国家税務総局が 2016 年第 53 号公告を公布～プリペイドカードの増 值税処理を明示

本アラートの分析対象法規：

- 国家税務総局 2016 年第 53 号公告

背景

国家税務総局(SAT)は、2016 年 8 月 18 日付けで 2016 年第 53 号公告(以下、「53 号公告」)を公布した。同公告はプリペイドカード(バウチャー及びギフト券)の増增值税処理を明確にした。同公告は 2016 年 9 月 1 日から施行される。施行日までに処理を終えていない場合も適用される。

同公告は、プリペイドカードに関する増增值税の納税義務の成立をプリペイドカードを販売した時又はチャージ(入金)した時ではなく、利用者がプリペイドカードで商品購入或いはサービス提供を受けた時とした。従来から税法がプリペイドカードの増增值税処理を明確に定めていない状況の中、プリペイドカードの一般増增值税処理を変更した。

プリペイドカードの増增值税処理は一見簡単そうである。しかし、付加価値税を導入した世界中の多くの国では実務上、プリペイドカードの税務処理の取扱いに様々な困難や難題を抱えており、欧州連合(EU)は以前から脱税又は租税条約の濫用の租税回避事件が多発している。EU 諸国は増增值税処理が統一化されていないことから欧州連合委員会が税務処理の一元化を提唱している。EU が現在採用している税務処理方針は中国の上記の方法とは正反対である。EU では、商業プリペイドカードの納税義務は利用者がプリペイドカードで商品を購入或いはサービス提供を受けた時点ではなく、プリペイドカード販売時点に発生する(プリペイドカードで購入した商品又はサービス提供によってプリペイドカード販売の税務情報を入手できる時点)。これに対して、中国のプリペイドカードの増增值税処理は企業から概ね歓迎されている。ただし税務処理の複雑さや不確実性が懸念されている。この点は、後述を参照されたい。

53 号公告によると、プリペイドカードとは特定の媒介及び形式で発行して利用者が商品またはサービス提供を得られる権利の前払式証票である。さらに同公告は、プリペイドカードを単用途プリペイドカード及び多用途プリペイドカードの 2 種類に区別した。単用途プリペイドカードとは、同一企業、グループ又は同一ブランドのフランチャイズチェーンでしか

使用できない。多用途プリペイドカードは中国人民銀行認定の支払機関で発売されているため、発行会社以外の特約店で使用できる。代表的な多用途プリペイドカードは、顧客が同ーショッピングモール内の複数の特約店で商品購入或いはサービス提供が受けられるカードである。中国の電子商取引プラットフォーム及び電子決済システム利用の活発化によってプリペイドカード型電子マネーの動向は注目に値し、パスワード、シリアル番号、図形、生体情報などを媒介とするバーチャルカードもプリペイドカードに該当する。

単用途プリペイドカード及び多用途プリペイドカードの増税処理に関する規定は下表の通りである。

	単用途プリペイドカード	多用途プリペイドカード
プリペイドカード販売時点では増税納税義務は生じない。	発行会社がプリペイドカードを販売又は利用者がプリペイドカードにチャージする時点では増税納税義務は生じない。	中国人民銀行認定の支払機関(発行会社)がプリペイドカードを販売した時点若しくは利用者がプリペイドカードにチャージした時点では増税納税義務は生じない。
コミッショナまたは管理費は増税の課税対象となる。	発行会社は単用途プリペイドカードの販売又はカード利用に伴なう受取・支払・決済業務など受領したコミッショナ、決済手数料、サービス料及び管理費は現行法規に従い増税を納付しなければならない。	支払機関(発行会社)が多用途プリペイドカードの発行、受付又はカード利用に伴う受取・支払・決済業務など受領したコミッショナ、決済手数料、サービス料及び管理費は現行法規に従い増税を納付しなければならない。
発行会社は増税普通発票を発行できる。	発行会社はプリペイドカードの購入者及び所有者がチャージしたカードの増税普通発票を発行できる。 増税専用発票は発行できない。	支払機関(発行会社)はプリペイドカードの購入者またはチャージする者に対して増税普通発票を発行できる。 増税専用発票は発行できない。
プリペイドカードを使用した時点で増税を納付しなければならない。	利用者が単用途プリペイドカードを使用して商品購入またはサービス提供を受けた場合には商品販売会社及びサービス提供者は現行法規に従い増税納付の義務者となる。 利用者に増税発票を発行できない。	利用者が多用途プリペイドカードを使って支払機関との契約特約店で商品購入若しくはサービス提供を受けた場合、特約店は現行法規に従い増税を納付しなければならない。 利用者に増税発票を発行できない。

<p>販売会社、または特約店は発行会社宛てに発票を発行する。</p>	<p>販売会社が発行会社と別の納税者である場合には販売会社は発行会社から販売額相当額を受領した際に発行会社に増価税普通発票を発行しなければならない。</p> <p>備考欄に「プリペイドカードの決済資金を受領した」と明記する。</p> <p>発行会社は販売者から受領した増価税普通発票を、単用途プリペイドカードの販売又は単用途プリペイドカードのチャージによる前受金が増価税の課税対象でないことを証明できる根拠資料を保管して検査に備える。</p> <p>販売者は増価税専用発票を発行してはならない。</p>	<p>特約店が支払機関から販売額相当額を受領した場合には支払機関に増価税普通発票を発行しなければならない。</p> <p>備考欄に「プリペイドカードの決済資金を受領した」と明記する。</p> <p>支払機関は特約店から受領した増価税普通発票を多用途プリペイドカードの販売又は多用途プリペイドカードのチャージによる前受金が増価税の課税対象とならないことを証明できる根拠資料を保管して検査に備える。</p> <p>特約店は増価税専用発票を発行してはならない。</p>
------------------------------------	---	---

KPMG の所見

実務上、世界各国のプリペイドカード販売取引の増価税処理は複雑な問題が多発している。53号公告は諸外国の経験を踏まえて増価税条例を解釈・説明、規範化した。

世界中で生じている複雑な問題に的を絞って53号公告に基づいて下記に解説する。

プリペイドカードの判定

53号公告はプリペイドカードに関する法律規定の一つである。このほかには商務部公布の「単用途商業プリペイドカード管理弁法(試行)」が同カードについて規制しており、また中国人民銀行が制定した「支払機関プリペイドカード業務管理弁法」(以下2つを併せて「管理弁法」)が多用途プリペイドカード業務について規制している。

一般的に53号公告に定められた増価税適用対象のプリペイドカードは商務部又は中国人民銀行の規制を受けるプリペイドカードだけである。

「管理弁法」で定義されている単用途プリペイドカードとは、実体のあるカード(磁気カード、ICカード、ギフト券など)及びバーチャルカード(有効なパスワード、コード、図形及び生体情報など)で多種類に及んでいる。

上述のとおり、プリペイドカードのデジタル化が深化する過程で、実体のカードに限定されず電子ギフトカードのようなプリペイドカード型電子マネーが多用化されている。53号公告ではプリペイドカードをその媒介又は形式を問わず、商品の購入或いはサービス提供を受けるために預め入金しておく積立額の性質によって判定し、プリペイドカードの適用範囲の拡大を目的にしている。このため、バーチャルプリペイドカードは将来的に電子決済システムの整備化進展とともに増価税規則が適用されていくと考えられる。

ただし 53 号公告は未だに不明な点がある。例えば同公告では、ある特定の商品の購入又はサービス提供を受ける目的で使用するプリペイドカード(指定家電を購入するためのプリペイドカード)に適用されるか、購入する商品又は提供するサービスが指定されず額面金額だけを記載する普通プリペイドカード(料金 100 元の プリペイドカード)は適用対象に含まれるかが不明である。また、カード発行会社が「管理弁法」に従って届出登記を行わない若しくはその他の規定を遵守しない場合には発行されるプリペイドカードは普通プリペイドカードとして関連増税規定に準拠して扱うかも不明である。

納税義務が販売時点でなく使用した時点で成立する場合の会計処理に対する影響

53 号公告の主たる目的は、増税がプリペイドカードを販売した時点ではなく、該当カードを使用して商品を購入又はサービス提供を受けたときに納付しなければならないことを明確にすることである。プリペイドカードは、商品又はサービスに対する前払金であるため 53 号公告で採用する税務処理は納税者に有利である。これは売上税額の発生の時点がカード販売時からプリペイドカードによって商品又はサービスと引き換える時まで延長されたことを意味する。したがって、支払手段がプリペイドカードに該当するかどうかを判断しなければならない。このため納税義務の発生時点及び増税専用発票発行の可否にまで影響している。

プリペイドカードで商品又はサービスの対価を支払う場合、増税の納付義務規定は下記の重要な問題を解決している。増税の納税義務がプリペイドカードを販売した時に発生すると、プリペイドカードが複数増税税率が適用され、かつ多種多様な商品又はサービスの対価の支払いに使用されるケースに該当する場合、プリペイドカードに適用される増税税率の特定が実務上困難となる。それに対して、使用時点において増税を納付すればカード発行会社は適用税率を容易に確定できる。

プリペイドカード発行会社は、自社の財務システム上で使用時点で増税を計上するよう設定しておく必要がある。多くのカード発行会社にとって販売した時点ではなく使用時点で増税計算を行うことは、現行の会計処理とも適合している。

53 号公告の公布に伴い、如何にして増税納付義務の発生時点を、販売時点から実際に使用した時点に変更するかという問題が浮上した。例えば 2016 年 9 月 1 日以前に販売されたプリペイドカードを、2016 年 9 月 1 日以降に商品又はサービスの対価の支払いに使用した場合は、二重課税となるケースがあるかも知れない。理論上、プリペイドカードは販売時点において増税が納付された場合は使用時点で再度納税する必要はない。

プリペイドカード贈与の取り扱い

53 号公告の発効によりカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに及ぼす影響を慎重に見極める必要がある。例えばカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに基づいて、第三者発行のプリペイドカードを奨励金としてカスタマーに贈る場合、プリペイドカードを使用した時点で納税義務が成立すると 53 号公告で規定されているため、見解の相違は否定しないが、理論的にプリペイドカードの贈与はみなし販売とはならない。その逆に 53 号公告は、プリペイドカード販売額に対する税金計算の方法だけを議論しているため、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムなど特殊な場合は想定されていない。また大部分のカスタマー・ロイヤルティ・プログラムが「管理弁法」の規制対象となるかも明らかにされていない。

加えて、雇用主が第三者から購入したプリペイドカードを奨励金として従業員に支給する場合、理論的には増税は雇用主が奨励金支給時には納付せずに、第三者特約店でプリペイドカードを使用して商品又はサービス提供を受けた時点で納付することになる。政策そのものから考えてもこのような状況下では、雇用主はプリペイドカードに対する増税の納付が不要となり、かつ仕入税控除もないため各関係者の経済的影響は合理的なものと考えられる。

未使用残高又は期限切れプリペイドカード残高の税務処理

53号公告は、プリペイドカードが商品又はサービスの対価の支払いに使用されていない未使用残高の増価税納付の要否について規定していない。例えば利用者は期限到来までにプリペイドカードを使用しなかった場合や利用者の使用額がプリペイドカード金額を下回り、一部残高を放棄する場合などの増価税の取扱いが不明確である。しかし、未使用残高の会計処理で収益として認識される場合は増価税を納付しなければならないと明確に規定している国がある。

割引販売プリペイドカードの税務処理

53号公告は、プリペイドカードが割引販売される場合にその券面額と割引後の金額とのいずれに基づいて増価税を納付するのか明確にしていない。例えば、利用者が5%オフの190元のカードで額面200元のプリペイドカードを購入し、後日に当該プリペイドカードを使用して料金200元の商品又はサービスを購入した場合、190元それとも200元のいずれかを根拠にして増価税を納付するか明確ではない。欧州で発生したArgos Distributors事件を例にすれば、欧州裁判所は訴訟手続きを経て、増価税はカード発行会社が販売した時点で取得した金額を基に納付すべきであると裁決した。このため、上述の設例では、190元を基にして増価税を納付することになる。しかし、このような取扱いが中国でも適用されるのは定かではない。

カード発行会社がカード購入者に発行する増価税普通発票の明記事項

上述のようにカード発行会社は、カード購入者に対して増価税普通発票を発行できるが増価税専用発票の発行はできない。

ただし、53号公告では特に定められていないが、増価税発票には販売対象となっているものがプリペイドカードであり、プリペイドカードを使用して購入する商品又は提供されるサービスではないことを明記する必要があるかもしれない。たとえば、カード購入者が、プリペイドカードを贈答用に使用する場合、これを会社で費用精算する場合には増価税普通発票に特別な注記書きを望むであろう。

プリペイドカードが企業間取引(BtoB)サプライチェーンで流通する場合の処理

53号公告はカード発行会社、商品販売会社又はサービス提供者のいずれも増価税専用発票を発行してはならないと規定している。このため一般納税者のプリペイドカードの購入は仕入税控除の対象とはならない。したがって、プリペイドカードは、企業対消費者の間の取引(BtoC)として販売するケースにより適合している。

プリペイドカードがサプライチェーンの川上(カード発行会社から販売代理店へ)で流通する場合の「付加価値」費用が増価税の課税対象となるサービス料金又はその他の費用の名目で増価税専用発票を発行できる。

結論

53号公告は、従来から不明な一部の税務問題を解決し、かつ採用方法も商取引業者にとって有利であるが解決すべき課題は残されている。さらに地方税務機関の実務上の取扱いは今後徐々に見直されていくため、地域によって税務機関の取り扱いが異なる可能性がある。

プリペイドカードの経営、発行又は贈与若しくはカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを実施する企業は、この新たな規則についてKPMGの税務担当コンサルタントに問合せください。

For any enquiries, please send to our public mailbox: taxenquiry@kpmg.com or contact our partners/directors in each China/HK offices.

Khoonming Ho Head of Tax, KPMG China Tel. +86 (10) 8508 7082 khoonming.ho@kpmg.com	Northern China	Irene Yan Tel. +86 (10) 8508 7508 irene.yan@kpmg.com	Wayne Tan Tel. +86 (28) 8673 3915 wayne.tan@kpmg.com	Aileen Jiang Tel. +86 (755) 2547 1163 aileen.jiang@kpmg.com	Becky Wong Tel. +852 2978 8271 becky.wong@kpmg.com
Beijing/Shenyang David Ling Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	David Ling Head of Tax, Northern Region Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Jessie Zhang Tel. +86 (10) 8508 7625 jessie.zhang@kpmg.com	Tanya Tang Tel. +86 (25) 8691 2850 tanya.tang@kpmg.com	Cloris Li Tel. +86 (20) 3813 8829 cloris.li@kpmg.com	Barbara Forrest Tel. +852 2978 8941 barbara.forrest@kpmg.com
Tianjin Eric Zhou Tel. +86 (10) 8508 7610 ec.zhou@kpmg.com	Andy Chen Tel. +86 (10) 8508 7025 andy.m.chen@kpmg.com	Sheila Zhang Tel. +86 (10) 8508 7507 sheila.zhang@kpmg.com	Rachel Tao Tel. +86 (21) 2212 3473 rachel.tao@kpmg.com	Jean Li Tel. +86 (755) 2547 1128 jean.j.li@kpmg.com	John Kondos Tel. +852 2685 7457 john.kondos@kpmg.com
Qingdao Vincent Pang Tel. +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Conrad TURLEY Tel. +86 (10) 8508 7513 conrad.turley@kpmg.com	Tracy Zhang Tel. +86 (10) 8508 7509 tracy.h.zhang@kpmg.com	John Wang Tel. +86 (21) 2212 3438 john.wang@kpmg.com	Sisi Li Tel. +86 (20) 3813 8887 sisi.li@kpmg.com	Kate Lai Tel. +852 2978 8942 kate.lai@kpmg.com
Shanghai/Nanjing Lewis Lu Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	Milano Fang Tel. +86 (532) 8907 1724 milano.fang@kpmg.com	Eric Zhou Tel. +86 (10) 8508 7610 ec.zhou@kpmg.com	Mimi Wang Tel. +86 (21) 2212 3250 mimi.wang@kpmg.com	Kelly Liao Tel. +86 (20) 3813 8668 kelly.liao@kpmg.com	Irene Lee Tel. +852 2685 7372 irene.lee@kpmg.com
Chengdu Anthony Chau Tel. +86 (28) 8673 3916 anthony.chau@kpmg.com	Tony Feng Tel. +86 (10) 8508 7531 tony.feng@kpmg.com	Central China	Jennifer Weng Tel. +86 (21) 2212 3431 jennifer.weng@kpmg.com	Patrick Lu Tel. +86 (755) 2547 1187 patrick.c.lu@kpmg.com	Alice Leung Tel. +852 2143 8711 alice.leung@kpmg.com
Hangzhou John Wang Tel. +86 (571) 2803 8088 john.wang@kpmg.com	Rachel Guan Tel. +86 (10) 8508 7613 rachel.guan@kpmg.com	Alan Garcia Tel. +86 (21) 2212 3509 alan.garcia@kpmg.com	Grace Xie Tel. +86 (21) 2212 3422 grace.xie@kpmg.com	Grace Luo Tel. +86 (20) 3813 8609 grace.luo@kpmg.com	Jocelyn Lam Tel. +852 2685 7605 jocelyn.lam@kpmg.com
Guangzhou Lily Li Tel. +86 (20) 3813 8999 lily.li@kpmg.com	Helen Han Tel. +86 (10) 8508 7627 h.han@kpmg.com	Cheng Chi Tel. +86 (21) 2212 3433 cheng.chi@kpmg.com	Jie Xu Tel. +86 (21) 2212 3678 jie.xu@kpmg.com	Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Ivor Morris Tel. +852 2847 5092 ivor.morris@kpmg.com
Fuzhou/Xiamen Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Michael Wong Tel. +86 (10) 8508 7085 michael.wong@kpmg.com	Yasuhiro Otani Tel. +86 (21) 2212 3360 yasuhiro.otani@kpmg.com	Robert Xu Tel. +86 (21) 2212 3124 robert.xu@kpmg.com	Eileen Sun Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Malcolm Preble Tel. +852 2684 7472 malcolm.j.preble@kpmg.com
Shenzhen Eileen Sun Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Josephine Jiang Tel. +86 (10) 8508 7511 josephine.jiang@kpmg.com	Johnny Deng Tel. +86 (21) 2212 3457 johnny.deng@kpmg.com	Yang Yang Tel. +86 (21) 2212 3372 yang.yang@kpmg.com	Michelle Sun Tel. +86 (20) 3813 8615 michelle.sun@kpmg.com	David Siew Tel. +852 2143 8785 david.siew@kpmg.com
Hong Kong Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com	Henry Kim Tel. +86 (10) 8508 5000 henry.kim@kpmg.com	Cheng Dong Tel. +86 (21) 2212 3410 cheng.dong@kpmg.com	William Zhang Tel. +86 (21) 2212 3415 william.zhang@kpmg.com	Bin Yang Tel. +86 (20) 3813 8605 bin.yang@kpmg.com	Murray Sarelius Tel. +852 3927 5671 murray.sarelius@kpmg.com
Li Li Tel. +86 (10) 8508 7537 li.li@kpmg.com	Marianne Dong Tel. +86 (21) 2212 3436 marianne.dong@kpmg.com	Chris Ge Tel. +86 (21) 2212 3083 chris.ge@kpmg.com	Hanson Zhou Tel. +86 (21) 2212 3318 hanson.zhou@kpmg.com	Lixin Zeng Tel. +86 (20) 3813 8812 lixin.zeng@kpmg.com	John Timpany Tel. +852 2143 8790 john.timpany@kpmg.com
Lisa Li Tel. +86 (10) 8508 7638 lisa.h.li@kpmg.com	Thomas Li Tel. +86 (10) 8508 7574 thomas.li@kpmg.com	Chris Ho Tel. +86 (21) 2212 3406 chris.ho@kpmg.com	Anthony Chau Tel. +86 (21) 2212 3206 anthony.chau@kpmg.com	Hong Kong	Chris Abbiss Tel. +852 2826 7226 chris.abbiss@kpmg.com
Simon Liu Tel. +86 (10) 8508 7565 simon.liu@kpmg.com	Henry Wong Tel. +86 (21) 2212 3380 henry.wong@kpmg.com	Jason Jiang Tel. +86 (21) 2212 3527 jason.jt.jiang@kpmg.com	Dylan Jeng Tel. +86 (21) 2212 3080 dylan.jeng@kpmg.com	Ayesha M. Lau Head of Tax, Hong Kong Tel. +852 2826 7165 ayesha.lau@kpmg.com	Darren Bowdern Tel. +852 2826 7166 darren.bowdern@kpmg.com
Alan O'Connor Tel. +86 (10) 8508 7521 alan.oconnor@kpmg.com	Vincent Pang Tel. +86 (10) 8508 7516 +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Chris Ho Tel. +86 (21) 2212 3406 chris.ho@kpmg.com	Michelle Zhou Tel. +86 (21) 2212 3458 michelle.b.zhou@kpmg.com	Southern China	Yvette Chan Tel. +852 2847 5108 yvette.chan@kpmg.com
Naoko Hirasawa Tel. +86 (10) 8508 7054 naoko.hirasawa@kpmg.com	Shirley Shen Tel. +86 (10) 8508 7586 yinghua.shen@kpmg.com	Henry Wong Tel. +86 (21) 2212 3380 henry.wong@kpmg.com	Lilly Li Head of Tax, Southern Region Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	Sam Fan Tel. +86 (21) 2547 1071 sam.kh.fan@kpmg.com	Erica Chan Tel. +852 2978 8987 rebecca.chan@kpmg.com
Joseph Tam Tel. +86 (10) 8508 7605 laiyu.tam@kpmg.com	Joyce Tan Tel. +86 (10) 8508 7666 joyce.tan@kpmg.com	Christopher Mak Tel. +86 (21) 2212 3409 christopher.mak@kpmg.com	Joe Fu Tel. +86 (755) 2547 1138 joe.fu@kpmg.com	Wade Wagatsuma Tel. +852 2685 7806 wade.wagatsuma@kpmg.com	Adam Zhong Tel. +852 2685 7559 adam.zhong@kpmg.com
Jessica Xie Tel. +86 (10) 8508 7540 jessica.xie@kpmg.com	Christopher Xing Tel. +86 (10) 8508 7072 christopher.xing@kpmg.com	Henry Ngai Tel. +86 (21) 2212 3411 henry.ngai@kpmg.com	Ricky Gu Tel. +86 (20) 3813 8620 ricky.gu@kpmg.com	Natalie To Tel. +852 2143 8509 natalie.to@kpmg.com	Sandy Fung Tel. +852 2143 8821 sandy.fung@kpmg.com
Amy Rao Tel. +86 (21) 2212 3208 amy.rao@kpmg.com	Ruqiang Pan Tel. +86 (21) 2212 3118 ruqiang.pan@kpmg.com	Fiona He Tel. +86 (20) 3813 8623 fiona.he@kpmg.com	Charles Kinsley Tel. +852 2826 8070 charles.kinsley@kpmg.com	Matthew Fenwick Tel. +852 2143 8761 matthew.fenwick@kpmg.com	Charles Kinsley Tel. +852 2826 8070 charles.kinsley@kpmg.com
kpmg.com/cn		Amy Rao Tel. +86 (21) 2212 3208 amy.rao@kpmg.com	Angie Ho Tel. +86 (755) 2547 1276 angie.ho@kpmg.com	Stanley Ho Tel. +852 2826 7296 stanley.ho@kpmg.com	

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2016 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. © 2016 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.